資料１－１

北海道医療計画上川北部地域推進方針（平成30年度～令和5年度）〈中間見直し〉の概要

第１　中間見直しの趣旨・考え方

１　趣　旨

本道の医療提供体制の確保を図るための計画として、平成３０年３月に策定した「北海道医療計画」については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更することとしていることから、３年目となる令和２年度（2020年度）ににおいて、計画の中間見直しが行われた。

北海道医療計画の策定に合わせ、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための指針として、第二次医療圏ごとに地域推進方針を策定しているところであり、今般の北海道医療計画の中間見直しを踏まえ、地域推進方針について見直しを行いました。（令和３年１１月、上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議（書面会議）において承認）

【計画期間】平成３０年度から令和５年度までの６年間

２　見直しの考え方

○　現行計画策定後の「５疾病・５事業及び在宅医療」の取組状況等を踏まえ、次の事項について見直し。

・国の医療計画作成指針等を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し
・在宅医療の需要の再推計

○　今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「感染症対策」の項目に係る所要の見直し。

第２　主な見直しのポイント

（１）５疾病

項　目	主な見直しのポイント
がんの医療連携体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
脳卒中の医療連携体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
糖尿病の医療連携体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
精神疾患の医療連携体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。

（２）５事業

項　目	主な見直しのポイント
救急医療体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
災害医療体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
へき地医療体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。
周産期医療体制	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。 ○　災害対策として、周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、平時からの備えを行っておくことが必要である旨を記載。
小児医療体制 （小児救急医療を含む）	○　現状部分や掲載データのみを時点修正。

（３）在宅医療

項　目	主な見直しのポイント
在宅医療の提供体制	○現状部分や掲載データのみを時点修正。

（４）感染症対策

項　目	主な見直しのポイント
感染症対策	**○　新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策にあたっては、新たな知見や国の動向、専門会議の意見等も踏まえ、対応方針を決定し取り組んでいくことや、感染の拡大により、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合は、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、必要な病床の確保に努める旨を記載。**

第３　在宅医療の需要の再推計について

令和３年（2021年）３月に策定された第８期介護保険事業支援計画との整合性を図るため、療養病床から介護施設への転換等の意向調査を踏まえた、在宅医療の需要量を再推計。

（人/日）

	平成25年(2013年)	令和５年(2023年)	令和７年(2025年)
現行計画	29,060	46,295	51,068
再推計後	29,060	46,590	51,281